

平成 15 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 15 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

<p>採点のポイント</p>	<p>(1) 計画一般(敷地の有効利用、配置計画、ゾーニング・動線計画、各部門・各室の計画等)</p> <p>(2) 設計課題の特色に応じた計画 保育所部門、情報センター部門及び駐輪場部門のゾーニング・動線計画 敷地周辺の環境に配慮するとともに良好な保育の環境を確保した計画</p> <p>(3) 構造・設備に対する理解</p> <p>(4) 設計図書の表現</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 要求図面のうち1面以上欠けるもの、又は面積表が完成されていないもの 「ラーメン構造による鉄筋コンクリート造、地下1階地上3階建、1棟の建築物」でないもの 図面相互の重大な不整合(上下階の不整合、階段の欠落等) 床面積の合計が「2,200 m²以上、2,700 m²以下」でないもの 「所要室」及び「その他の施設」のうち、次のいずれかの室又は施設が計画されていないもの 乳児室、ほふく室、保育室(4室ないもの)、遊戯室、図書室、図書作業室 情報検索ギャラリー、集会室(全くないもの)、駐輪場、屋外遊戯場 来館者用の乗用エレベーター(1基)が計画されていないもの その他設計条件を著しく逸脱しているもの(多数の室・施設の欠落等)</p>
<p>採点結果の区分(成績)</p>	<p>採点結果については、ランク 、 、 、 の4段階区分とする。</p> <p>ランク : 「知識及び技能」*を有するもの ランク : 「知識及び技能」が不足しているもの ランク : 「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランク : 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として必要な「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>なお、採点の結果、ランク 、 、 、 のそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランク : 40.3%、ランク : 22.7%、ランク : 15.2%、ランク : 21.8%</p>
<p>合格基準</p>	<p>採点結果における「ランク 」を合格とする。</p>